

「一揆」の発生原因は貧困のみではない 「播但一揆」の本質とは何であったのか？

右の文章は、書籍「播但一揆考（山田栄、2008年）」の冒頭部分である。

その最初の部分に、「被差別部落の人々が平民扱いされることに反対した解放令反対一揆の性格を備えています」とあり、続いて、和辻哲郎が「この暴動は、穢多非人の問題についての意思表示というよりも、むしろ維新政府に対する不信頼の感情の勃発というべきもの」と記しています。従って、この一揆（暴動）の本質が何であったのかが非常に分かりにくくなっています。

この一揆が起こったのは明治4年です。明治維新の混沌とした時代、まだ庄屋制度が残っており、このことも問題を少し複雑にしています。

はじめに

一八七二明治四年、姫路県辻川（現・兵庫県福崎町）で発生した一揆が「播但一揆」とよばれています。この一揆が第一回中のように播磨中南部のみならず但馬中南部まで波及したからです。地域的な名称がつけられていますが、維新政府が近代国家をめざした施策の一つ、「解放令」布告に反対した一揆でもありますが、被差別部落の人々が平民扱いされることに反対した解放令反対一揆の性格を備えています。一揆の規模が大きかったことは、第一回の「須賀院」の南隣、仁豊野を故郷とした和辻哲郎が叔父・叔母から聞いた「明治四年十月に勃発した暴動」として、次のように記していることからもうかがえます。

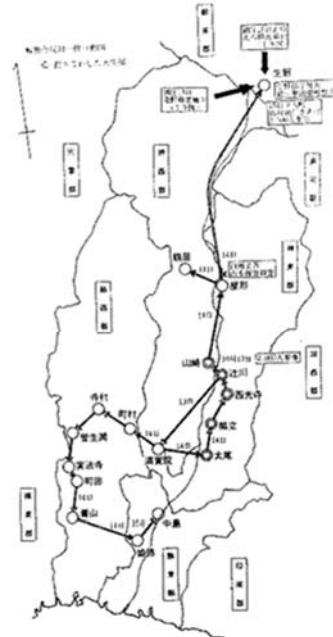
直接の原因は、その八月末に出た太政官布告、「穢多非人の称を廃し、すべて平民に編入する」という処置に対しての、憤慨であったと言われている。その勃発の時期からいうと、廃藩置県が実現される直前のことである。廃藩置県の詔が発せられたのはこの年の七月であったが、それが実施されて姫路藩が廃され姫路県（数日後に飾磨県）が置かれたのは、十一月の初めであった。暴動が起こったのはその半月前であるから、廃藩といえることが引き起こした不安の現われとも見られよう。

暴動のきっかけとなったのは、わたくしの村より、里半ほど上流にある山崎という村の庄屋が、人別改めのためその近くの辻川という村まで出張して来た藩の役人に対して、一般の農民を穢多非人と平等に扱うという新制度への不平を訴えたことであった。これに火をつけられて市川の谷の農民が一揆を起した。それが北は生野地方へ、南は姫路周辺の地方へ伝染した。あちこちの庄屋や大庄屋が焼き討ちに逢った。わたくしの村の庄屋は焼かれなかったのであるから、たぶん一揆に参加したのである。一揆の連中は姫路を日ざして行進したと見えて、わたくしの村をも通ったのであるが、それが夜中だから

右の和辻哲郎の文章はさらに続きます。「あちこちの庄屋や大庄屋が焼き討ちに逢った。わたしの村の庄屋は焼かれなかったのであるから、多分一揆に参加したのであろう」と。明治4年、つまりこの一揆の起こった年の廃藩置県とともに、庄屋制度は廃止となったのは何とも皮肉な巡り合わせです。

解放令反対一揆とは何であったのか。Wikipediaではもっともらしく説明されています。ただし

また私が最初に「播但一揆」を知ることになったのは、かつて勤務していた県立姫路商業高校での同和ホームルームでした。テキストに「人権の歴史」が使われ、「播但一揆」の特色の一つとして「この一揆が『解放令反対』をかかげているにもかかわらず、部落が襲撃されていないこと」があげられていました。どちらかといえば和辻の見方を裏付けています。また研究者には「歴史はすべて元皮多村農民が起しており、その過路に元皮多村があっても襲撃していない。それのみが各種史料による多く元皮多村農民がこの一揆に参加し行動を共にしている」とされ、「まったく維新政府権力に対する反抗であり、その末梢権力、悪徳地主商人に対する誅伐であって、解放令に反対する農民の姿などどこにも見当たらない」とされる方もおられます。概して、「播但一揆」は解放令反対一揆としての性格に肯定的な評価をうけているのです。



第 4 図：「人権の歴史」より

方だから、女子供は急に起こされて、大急ぎで西の山の方へ逃げたという。そして和辻は「この暴動は、穢多非人の問題についての意志表示というよりも、むしろ維新政府に対する不信頼の感情の勃発というべきもの」として、「播但一揆」を解放令反対一揆とすることに肯定的な見方をしています。

「播但一揆」にはそぐわないような気がします。

解放令反対一揆 (Wikipedia)

解放令反対一揆は、日本の明治時代はじめに各地でおきた暴動、襲撃事件で、被差別部落民を差別してきた民衆が解放令に反対して起こした。当時の俗称では穢多狩りと言われた。集団リンチ暴行事件の一種といえる。

江戸時代に様々に差別されてきた穢多・非人などの身分及び呼称（とそれに伴う死牛馬取得権など）が明治4年8月28日（1871年10月12日）の太政官布告（解放令）で一挙に廃止されることになった。しかし従来彼らを差別してきた他の民衆の中にはこれに反発するものがあり、一揆をなして被差別部落民を襲撃する事件を起こした。これが解放令反対一揆である。

そこで同じ著者の記した研究報告より、その結論部分を抜き出しました。今の兵庫県に当時あった生野県と姫路県でそれぞれ一揆に至る契機や経過が異なるというものです。

明治初年・解放令反対一揆：いわゆる「播但一揆」を中心に 山田 栄

法政論叢 1996年 32巻 127-142 発行日: 1996/05/15

まとめ

両県とも「解放令」布告を契機としながら、異なった経過をたどっている。

生野県では直ちに各村で「解放令反対」嘆願の行動がとられ、却下されると不売運動を行う実力行使にでる村も生じていた。ことに屋形組の動きが一揆に大きな役割を果たしており、生野県一揆は「解放令反対」を主たる目的とした強訴・打ち壊しであったと考えられる。

姫路県でもやや遅れて「解放令反対」の嘆願が行われていた。と同時に「穢多平民同様」措置を含む戸籍調べの実施と重なり、その戸籍調べを直接阻止するために大庄屋（＝戸長）打ち壊しに至っていた。戸籍調べに反対する行動こそ、姫路県における「解放令反対」の具体的なあらわれとみなければならない。要するに本来「解放令反対」要求であったものが、ここ姫路県ではこの段階にいたって「穢多平民同様措置」を含む「人別改め（戸籍調べ）反対」に転換されている。

一揆の起こった時代の背景や、混沌とした世相に対する人々の疑心暗鬼、そして将来への不安など、「播但一揆」は「暴動」ではなく「生存権」に対する恐怖を表わしているように私には感じられました。そういう意味ではまさに江戸時代の「一揆」と同じ理由です。「播但一揆」は先の見えない大きな時代の潮流に飲み込まれまいとする、小市民のいささかの抵抗であったのかもしれませんが。